

住民側、県に反論

「提供正当化」裏付けない

情報漏洩訴訟

大垣市内の風力発電施設建設をめぐる、大垣署員が反対派住民らの個人情報を集めて中部電力の子会社「シーテック」の従業員に漏らしたとして、住民4人が県を相手に計440万円の国家賠償を求めた訴訟の第4回口頭弁論が30日、岐阜地裁であった。情報収集と漏出の正当性を主張する県側に住民側は反論した。

県側は警察の情報収集活動について、過去の判例を示して適法性を主張していた。住民側は新たに提出した書面の中で、これらの判例を「『公安を害する犯罪』に今回の住民の行動はあたらない」などと指摘。また、第三者への情報提供を正当化する裏付けになっていないとも主張した。原告弁護士には新たに3人が加わった。うち2人は日本弁護士連合会の情報問

護士。この訴訟に注目して自ら参加を申し出たという、朝日新聞の取材に対し「プライバシー保護だけでなく、公安警察がどうあるべきか、権限論から議論したい」と語った。次回は来年1月29日。(竹井周平、編集委員・伊藤智章)

大垣署の情報収集原告「合理性ない」

個人情報提供訴訟

西濃地方の風力発電施設建設を巡り、大垣署員が反対する住民の個人情報や中部電力子会社「シーテック」(名古屋)に提供したとされる問題で、プライバシーなどを侵されたとして、大垣市の六十代の男女四人が県に損害賠償を求めた訴訟の、第四回口頭弁論が三十日、岐阜地裁であった。原告側は、前回の口頭弁論で県側が「公共の安全と秩序の維持に

2017/10/31 中

(下條大樹)